

## 1. 12 月の情報

### 1-1. 米国における内分泌かく乱物質の規制動向

米国においては特に情報がないため、北米のカナダについての情報を取り上げる。

#### 1-1-1. カナダは、化学物質管理に対する「アプローチを更新する」ためにインプットを求めている—政府は脆弱な集団を定義するためのコンサルテーションを開始する

カナダ政府は化学物質管理への取り組みを更新しようとしており、そのプロセスの一環として脆弱な集団を定義するためのコンサルテーションを開始している。2006 年に導入された化学物質管理計画 (Canadian Chemicals Management Plan ;CMP)に基づいて計画されているこの作業は、2021 年 3 月に終了する予定である。したがって、政府は将来の活動の形を決定するために「選択肢を探索している」。「政府は、CMP の成功を踏まえ、カナダ人の環境と健康を守るためにカナダの化学物質管理に継続的に取り組むことにコミットしている。」とカナダ保健省はそのウェブサイトで言明している。この作業に関する情報は、2017 年下院常設委員会環境と持続可能な発展 (Envi)によるカナダ環境保護法 1999 (Canadian Environmental Protection Act: Cema) のレビューによって伝えられている。これは、政府のアプローチに対する数十のオーバーホール (内分泌かく乱物質への取り組みを含む) を呼びかけた。カナダは、サーベイ、ディスカッション、ソーシャルメディアそしてその他のフォーラムを通じてさまざまなステークホルダーと協議する計画である。

最初のステップとして、政府はこの文脈の中で脆弱な集団を定義するためのコンサルテーションを開始した。これは、Envi の勧告で強調された領域の 1 つであり、2018 年 6 月のフォローアップ報告書 (次記事参照) で合意したものである。定義に関するコンサルテーションを求めることは、「特定の化学物質に関連するリスクの評価と管理を通じて、脆弱な集団の保護を強化することに重点を置いた政策の策定に向けた第一歩である」と言う。政府は、以下の定義を提案している。「一般的なカナダ人集団内で、感受性が高く、かつ/または暴露量が多いため、化学物質への暴露による健康への悪影響を経験する一般の集団よりもリスクが高い。」コンサルテーションの通知によると、これは米国の TSCA 法と「類似」している。カナダ政府はすでに、これらの内容を化学物質管理に考慮しているが、「アプローチを強化する機会」である、と言う。脆弱な集団のための政策枠組みには、研究とモニタリング、リスク評価と管理、公的支援を含む「化学物質管理の連続体を貫いた」行為が含まれると述べている。カナダ保健省は、1 月 21 日まで提案された定義に関するコメントを受け入れる。

将来の化学物質管理計画についてのコンサルテーション (CMP future consultation) ;

<https://www.canada.ca/en/health-canada/services/chemical-substances/consulting-future-chemicals-management-canada.html#>

脆弱集団に関するコンサルテーション (Vulnerable populations consultation) ;

<https://www.canada.ca/en/health-canada/services/chemical-substances/consulting-future-chemicals-management-canada/defining-vulnerable-populations.html>

#### 1-1-2. カナダのリスクアセスメントは、EDC に、より焦点を当てると予想される

最近カナダのオタワで開催されたステークホルダー・ミーティングの報告によると、カナダは 2020 年以降のリスク評価の枠組みの下で、内分泌かく乱物質 (EDCs) の蓄積評価の使用を拡大することを検討している。カナダ政府、化学産業、NGO 共同体のメンバーは 11 月 26 日から 29 日にかけて、最近および今後の化学物質規制に関する進展を確認する会合を持った。集会には次のものが含まれた:

- 化学物質管理計画 (CMP) に関する多数のステークホルダーワークショップ
- CMP のステークホルダー諮問委員会 (SAC) ミーティング
- カナダ小売業者の情報を持つ代理人のワークショップ
- 科学委員会の会合

カナダ環境法協会 (Cela) の研究者およびパラリーガル (弁護士補佐) である SAC メンバーの Fe De Leon によると、内分泌かく乱物質に特に注意が払われ、政府が 2020 年以降のプログラムの一環としてそれら进行评估し規制する方法を検討した。カナダ政府は、フタル酸エステル類、パーフルオロアルキル

物質(PFAS)、難燃剤、鉛を含む物質群によって引き起こされる潜在的な脅威を評価するために、累積評価を使用することへの関心を高めていると Ms De Leon は述べた。また、カナダ塗料およびコーティング協会(CPCA)および SAC メンバーの Gary LeRoux 社長兼 CEO は、政府も「視野あるいはレンズを拡大して」、化学物質評価を実施することを決定したようだ」と語った。これは、リスクアセスメントやリスク管理の観点から、脆弱な集団への影響を評価するのに役立つもので、化学物質管理プロセスの一環として、この集団の定義に関するコンサルテーションを開始したという①の記事と一致する。

オタワでの議論は、来年の 10 月に予定されている総選挙よりも 11 ヶ月前に行われた。カナダ現政府は、もし再選されれば、カナダ環境保護法 1999(Canadian Environmental Protection Act: Ccpa)を更新すると約束した。EDCs への関心の高まりは、Cela のような NGO によって長年支えられてきた。しかし、多くの人々は、2017 年下院環境と持続可能な発展常任委員会(Envi)の勧告で求められているように、政府が Ccpa の徹底的な見直しを通じてこれらの EDCs 物質群に取り組むことを期待している。Ms. De Leon は、EDCs が注目を集めていることを評価する一方、新しい議会の下でのより大きな見直しの一環として、EDCs に言及することが望ましいだろうと述べた。これにより、EDC 規制と化学規制の両方について、より透明性と予測可能性が広がり、消費者と産業の両方の生活が改善されると付け加えた。

LeRoux 氏は、公務員達は、既存の枠組みの政策とプログラムの下で Envi 勧告のいくつかを満たす努力を継続すると述べていると指摘した。しかし、内分泌かく乱作用については、彼は、「これはいつも Ccpa の下で検討されており、今後も続くだろう」と述べたが、政府が現在の任期では Ccpa を改正しないことを決めたことを考えると、現在のところその点では大きな変化はないだろう。」と述べた。政府が選挙後まで法を改正するという正式な要求はない、と彼は付け加えた。

下院環境と持続可能な発展常任委員会(Envi)の報告書；

<http://www.ourcommons.ca/Content/Committee/421/ENVI/Reports/RP9037962/envirp08/envirp08-e.pdf>

政府の応答(上記のフォローアップ報告書)；

<https://www.canada.ca/content/dam/eccc/documents/pdf/ccpa/FollowUpCcpaReport-eng.pdf>

## 1-2. 米国における内分泌かく乱物質の安全性動向

### 1-2-1. 米国とカナダ、今後数年間のリスクアセスメント計画を発表－IRIS および CMP の下で発行された

米国とカナダの両国は、それぞれ EPA の統合リスク情報システム(IRIS)と化学物質管理計画(CMP)の下で、今後数年間のリスク評価計画の詳細を発表した。

IRIS - 環境中に見出された化学物質の健康被害を特定し特徴付ける EPA 機関 - は、「透明性への取り組みの一環として」その活動に関する最新情報を提供している。進捗状況の更新は、どの化学物質がピアレビュー、ドラフト開発、およびスコープ設定および問題定式化段階にあるかを示す。

現在ピアレビュー段階にある化学物質は次のとおり。

- エチル三級ブチルエーテル(ETBE)
- 三級ブチルアルコール；

ドラフト開発段階の物質は、系統的レビュープロトコル、パブリックコメントドラフト、外部のピアレビューが将来のステップである。これらの物質は以下のとおり。

- 無機砒素
- 6 価クロム
- がん原性のないポリ塩化ビフェニル(PCBs)
- いくつかのパーフルオロアルキルおよびポリフルオロアルキル物質(PFAS)－PFNA、PFBA、PFH×A、PFH×S、PFDA－EPA が言うところの、このクラスの物質に対処するためのより幅広いアプローチを支持してレビューされる。

最後に、3つの物質が有効範囲および問題の定式化段階にある。これらのそれぞれは、4つの将来の公的ステップにある：すなわち、IRIS 評価計画、系統的レビュープロトコル、パブリックコメントドラフト、そして外部のピアレビューである。

- 水銀塩
- メチル水銀
- バナジウムとその化合物

EPA は、これらの評価のいくつかについて予想される日を設定したが、これらは変更される可能性があり、更新されると述べている。

同様に、カナダは、情報収集、リスク評価、およびリスク管理をカバーする 2018 年から 20 年までのローリングプランを発表した。カナダの CMP は、2020 年に完了する予定の第 3 段階の一環として、約 1550 の物質がもたらす潜在的なリスクを評価および管理することを目指している。情報収集計画は、情報収集イニシアチブの概要を示している。これは、義務的な調査（セクション 71 の通知）または自発的な調査によるものである。政府によると、このフェーズは優先順位の設定、リスク評価およびリスク管理を通知することを目的としており、通常、リスク評価の開始日の 6 か月前に行われる。カナダのリスク評価計画には、CMP の第 3 段階で評価されている物質のリストが含まれている。最後に、この国のリスク管理計画には、予想される出版物や、利害関係者との協議や関与の機会が含まれている。

### 1-3. EU における内分泌かく乱物質の規制動向

#### 1-3-1. EU 委員会は化粧品の EDCs に取り組むためのツールは、適切であると一潜在的な内分泌かく乱物質の優先リストは、来年初めに予定されている

欧州委員会の報告書によると、化粧品の内分泌かく乱物質を管理する EU の規定は「適切」である。11 月 7 日に発表されたこの報告書は、内分泌かく乱物質を含む物質に関する化粧品製品についての遅れた規制見直しの一部である。EU の執行部は、2015 年 1 月までにこれを提出する義務があった。それは、欧州委員会の、期限を超過した長い検討結果の EDCs 戦略の概要(11 月報参照)と同時に出版された。委員会は、このレビューで、「化粧品における内分泌かく乱物質の使用に関連する安全上の懸念に取り組むために立法者によって設計された体制から逸脱することを正当化する」ものは何も明らかにしていないと言った。化粧品規制は、人の健康への潜在的なリスクを示す化粧品物質の使用を規制するための「適切なツール」を提供すると付け加えた。しかし、この規制には内分泌かく乱物質についての特定の規定はない。

委員会は、来年初めに、化粧品に使用することが禁止されていない、内分泌かく乱の可能性のある物質の優先リスト、あるいは発癌性、突然変異誘発性及び生殖毒性のある (CMR) 物質に適用される特定の禁止規定を作成する予定である。評価を準備するため、加盟国、利害関係者及び学界に対してデータ提供を呼びかけるであろう。欧州委員会は、消費者安全科学委員会 (SCCS) に「最短の遅れ」で、物質を評価し、化学物質の使用を禁止または制限するための適切な措置を講じることを義務づけると述べた。

欧州連合 (EU) のツールの組み合わせが化粧品中の EDCs に取り組むために利用可能である、と委員会は言った。化粧品規制によれば、潜在的な EDC の使用には、SCCS による科学的意見が必要である。SCCS の安全性評価で EDC とみなされ、ヒトの健康へのリスクがあると判断された場合、委員会は化粧品の使用を禁止または制限するための適切な措置を「ケースバイケースで行うことができる。SCCS はすでに、いくつかのパラベン類などのように、そのような特性を有する疑いのある化粧品成分を評価している、と委員会は付け加えた。

他の法律では、化粧品に含まれるそのような特性を有する化学物質は、以下の場合に禁止されている。

- SCCS によって特定の (規範からの) 逸脱が完全に正当化され、科学的に承認されない限り、CLP 規則の下で CMR に分類される。
- 環境に悪影響を及ぼすため、REACH の下で禁止することができる。

欧州委員会は、殺生物剤および植物保護製品の内分泌かく乱物質を特定する基準は、化粧品規制を含む EU 法の他の分野に直接的な法的影響を及ぼさない、と指摘した。NGO や加盟国は、化学物質のさまざまな規制を超えた、EU の調和のとれたアプローチを長年要求してきた。

EC の欧州議会と理事会への報告書 (Review of Regulation (EC) No 1223/2009 of the European Parliament and of the Council on cosmetic products with regard to substances with endocrine-disrupting properties) ; <http://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-14249-2018-INIT/en/pdf>



### 1-3-2. 合意なし(No-deal)の Brexit(英国の EU 離脱): 英国は EU の REACH 決定から逸脱する可能性がある—合意は、ケースバイケースで作られる、と政府関係者は言う

英国が合意なしに EU を離脱するならば、長期的には、英国が REACH の下での有害化学物質の使用に関する EU の決定を逸脱することを選択する可能性がある、と政府高官は述べている。環境・食糧・農村地域省(Defra)の EU 離脱の長であるジェームス・ダンシー氏は、Brexit の合意なしのシナリオでは、英国は独自の REACH 相当の法律を制定すると述べている。「そしてそれは、EU と異なる規定をもつであろう。」英国は、例えば、許可や制限に関して EU の決定を考慮するが、「米国の行動や世界の他の規制体制を見て、彼らが使用する証拠を見ることができるだろう」とダンシー氏は 12 月 5 日にリバプールで政府と産業の共同の Brexit の会議で語った。「もし我々がまだ「その物質」を自分自身で見なければ、「EU の決定」を自らの思考プロセスの一環として取り上げ、それを複製するかどうか、そうしないかどうかを見極めることができる」と付け加えた。決定は「非常に多くがケースバイケースベースでなされるだろう。」と彼は言った。そして英国は「EU REACH の多くの決定におそらく同意する」、「しかし、英国特有の事柄が存在する可能性があり、異なった見方をするかもしれない。」と付け加えた。SVHCs を特定する際に相違が生じる可能性がある。これまで英国は候補リストに入れることに最も異議を唱えた EU 加盟国である。英国は、11,000 を超えるドイツに次いで 2 番目に多い REACH 登録数を占めている。しかし、Echa によれば、イギリスの企業からの承認申請は 126 件中 30 件に過ぎず、英国当局は制限案を 1 件だけ作成しているだけである。現在、EU では 69 物質が制限されている。英国政府は、先週公開された追加の Brexit ガイダンスでは、承認を与えることに関する将来の決定は国務大臣によって行われると述べた。英国が 3 月 29 日に離脱したときに EU との合意がない場合、英国は将来の制限について「独自の決定」を行う。離脱時点で、Echa 候補リスト、附属書 XIV 認可候補リストおよび附属書 XVII 制限が英国法に適用されるが、それらを更新する権限は「英国の REACH に残る」と付け加えた。マシュー・ペンローズ(Makhew Penrose)、衛生安全局(HSE)の EU 離脱部門、化学物質の責任者は、殺生物製品に関する決定は、「ケースバイケースで」と述べた。英国は、植物保護製品(PPP)規制下での EU の決定を待つ必要はなく、「EU 市場に入る前に英国市場で、ある活性物質に英国が許可を与える可能性がある」、と彼は会議で語った。そして、それは殺生物製品の使用に関する EU の決定を「自動的にコピー」するものではない、と Penrose 氏は述べた。「我々は英国にとって正しい決定をする必要があるだろう」。しかし、相違の決定はコンサルテーションプロセスに沿って行われ、「すぐにではなく、どこかで行なわれる」と彼は述べ、「サプライチェーンの面では便益よりも多くの問題が生じるかもしれないと認識している」と付け加えた。政府はまた、殺生物製品に関する技術的な通知を発行している。

注) 合意(Deal)とは; 離脱に際しての条件を定めた離脱協定と離脱後の新協定の大枠を定めた政治宣言に関する合意。EU 臨時首脳会合で定められた。現在、英国では承認されていない。

ガイダンス(合意なき離脱の場合の REACH);

<https://www.gov.uk/government/publications/regulating-chemicals-reach-if-theres-no-brexit-deal/regulating-chemicals-reach-if-theres-no-brexit-deal>

上記の追加ガイダンス; <http://www.hse.gov.uk/brexit/uk-reach-additional-guidance.pdf>

## 1-4. EU における内分泌かく乱物質の安全性動向

### 1-4-1. ラボの能力が EU 内分泌かく乱物質の評価を停止させる可能性がある—業界は何百もの物質が一度にテストを必要とすると予想している

農薬業界は、内分泌かく乱物質(EDC)を特定するための新しい基準に照らした物質評価が、試験機関での処理能力の問題のために停止する(grind to a halt; ギョーツと音を立てて止まる)可能性があるという懸念を表明している。11 月にケルンで開催された Fresenius 国際 EDC 会議でこの問題について議論し、関係者らは多数の活性物質を同時に評価する必要があると警告した。この基準は、6 月 7 日に殺生物性製品規制(BPR)の下で適用されるようになった。農薬に関しては、これは 11 月 10 日からであった。これらの日付により、2 つの法の下で進行中の物質評価のため、「時計を止める; stop the clock」メカニズムを導入することになった。すなわち、申請者と評価当局が EDC 基準について結論を

下すのに必要な追加データを入手し評価するまで、評価は保留される。

BPR の下では、既に 30 以上の有効成分と製品タイプの組み合わせに対する承認の決定が評価を待っている。しかし、Echa は業界に「絶対に必要な」場合にのみ追加のデータを生成するよう求められることを保証している。そして、植物保護製品 (PPP) 規制の下では、11 月 10 日までに提出された物質の更新のための保留中の申請には、「時計を止める」が適用される。

ケルンでの会議で、何人かの業界関係者がテストのために何百もの PPP 物質が差し止められるだろうという懸念を表明した。DowDuPont の農業部門である Corteva Agriscience の Jean-Pierre Busnardo 氏は、このことにより関連するガイダンスに従う内分泌かく乱物質の試験の複雑さと相まって、大幅な遅れが生じると述べた。関連性がある試験を実施するには、独立した試験機関と契約を交わした場合、通常 6~9 ヶ月かかる。しかし、ほとんどの企業が EDC 基準に照らして社内ですべての試験のための専門知識を欠いているため、「私たち全員が試験機関と時間と専門知識を競い合うことになるだろう」。これはより単純な in vitro 試験を実施するための問題ではないようであり、Busnardo 氏は in vivo 試験を完了するための「深刻な容量問題」を予想した。さらに、この試験は専門家にとっても新たな分野である。いくつかのテストは「必ずしもこの段階で十分に検証されているわけではない」としており、試験機関にとっては挑戦(難題)になるだろう、と彼は述べた。Busnardo 氏はまた、今後数年間で実験動物に頼るであろう多くのデータを生成する必要があるだろうと述べた。これは、この問題に関して確立された EU の原則には当てはまらない、と彼は言った。

申請者はまた遵守すべき期限がある。農薬に関しては、欧州食品安全機関 (Efsa) が申請者に追加データの提出期限を設定するであろう。これは 30 か月以内である、と欧州委員会の Karin Nienstedt 農薬部門長はケルンで述べた。いったん提出されると、評価中の加盟国は 60 日間、情報を評価することができる。「Efsa の指定期限を守れないとどうなりますか？」Busnardo 氏は尋ねた。「私の物質は市場に出て行くのでしょうか。欧州委員会は試験の不足分を考慮に入れる必要があります。そうでなければ、いくつかの物質は期限を逸するでしょう。」欧州委員会が試験機関の試験能力の問題を心配しているかどうかを尋ねられたとき、Nienstedt 氏は、ブリュッセルは「これがすべての人にとって多くの追加作業を意味することを認識している」と述べた。彼女は、懸念の低い物質については「作業負担を減らし、動物実験を減らすための現実的な戦略」があるかもしれないと付け加えた。

Fresenius 国際 EDC 会議;

<https://www.akademie-fresenius.com/events/detail/produkt/9th-international-fresenius-conference-endocrine-disruptors/>

#### 1-4-2. ヨーロッパの主要プロジェクトが玩具に高いフタル酸エステル類レベルを検出 - 強制的なコラボレーションにより 3 万以上の製品を破壊

4 つの EU 諸国による共同の税関と市場監視活動により、チェックしたおもちゃの 104 サンプルのうち、3 分の 1 以上が違法レベルのフタル酸エステル類を含んでいたことが見出された。また、違反品目の 92% が、欧州経済地域内で販売されている製品の健康、安全、および環境保護基準への適合を示す CE マークを付けていた。チェコ共和国、ハンガリー、ポーランド、スロバキアは、昨年 9 月から 10 月の間に、中国からの 225 万個のおもちゃの 438 の積荷からのサンプルを検査した。この検査は、フタル酸エステル類の濃度が REACH 付属書 XVII 第 51 条および第 52 条に基づく制限を超えていると疑われるため、高リスクであると考えられた、可塑化された玩具 - 特に人形 - に焦点を当てたものである。見出された 3 つのフタル酸エステル - DEHP、DBP および BBP - は、それらの生殖毒性および内分泌かく乱性のために、SVHC の REACH 候補リストに含まれている。その他は DINP、DIDP、および DNOP である。

11 月に行われた REACH、CLP、殺生物剤の執行に関する欧州委員会の会議の後、ポーランド財務省の税関部門からの Anna Kobylecka は、プロジェクトの目的は「それらの国を介して輸入された安全な製品の割合を決定することではなく、危険な製品が自由な流通のために解放されないことを確実にするためである」、と化学物質管理の専門誌ケミカルウォッチに述べた。彼女が付け加えたところでは、

「心配していた」ことは、CE マーキングを受けた過剰レベルのフタル酸エステルを含む玩具が高レベルで、生産段階ですべての関連要件が満たされたという生産者によって宣言されているということである。執行当局は、規制の初期段階では 722,000 を超える玩具を市場から遮断した。その後の段階で、いくつかの玩具は自由流通のために修正されて解放された、と彼女は言った。輸入業者がラベル表示や警告や指示の提供に関して是正措置を講じたくない場合、特定の玩具が再輸出された。高レベルのフタル酸エステルの疑いが「重大なリスク」と見なされたため、国内市場監視当局は 31,590 個の玩具を破壊した。規制措置に従い、危険な非食品製品についての EU の Rapid Alert System(Rapex)に対して、21 の通知が行われた。

欧州委員会会議での質疑応答で、テキスタイルおよびアパレル業界団体 Euratex の Mauro Scalia は、この発見は、個々の製品についてテストが必要であることを示唆していると述べたが、「適切なツールはあるか、それとも別のツールが必要か？」EU のテキスタイル部門は 22 億の製品を輸入しているが、40 億は欧州連合で作られていると彼は言った。輸入の「1%未満」は、加盟国によってチェックされている。「税関として、私たちは商品を阻止し、管理のために選択し標的とするためのツールを有しており、それを実行するための適切な立法と権限を持っているので、私たちは適切な道具を持っていると信じている。」と Ms Kobylecka は言った。彼女は、彼らがすべての製品の検査を行うのに十分なリソースを持っているかどうかに関して、それは執行当局にとって本当に問題であると彼女は付け加えた。「もちろんそれは可能ではない。」当面は、当局は、製品が正式な要件を満たしていることを確認する必要があると彼女は述べた。

英国の安全衛生局(HSE)の Mike Potts は、イギリスは 2 つのことをしていると述べた。

- 正確なターゲティングを確保する。これにより、検査官はできるだけ多くの不適合製品をテストできる。
- 大手輸入業者などのテスト会社が引き受ける。HSE は会社と接触して、彼らのテスト戦略、彼らが供給者にどのような質問をするか、そして非 EU 供給者との間で制限物質や SVHCs を使用しないよう要求する契約の種類について尋ねる。

欧州委員会の Michael Flueh は、100%の製品を管理することは不可能であることに同意した。同氏によると、販売している製品が確実に基準に準拠しているかどうかを確認するために、「最初の責任は、仕事をする情報源である。」「我々は最近、テキスタイル中の CMR(発がん性、変異原性および生殖毒性物質)について新たな措置を講じた。したがって、これはすでに執行当局が将来焦点を合わせる可能性がある指標目標である」と彼は付け加えた。

昨年の REACH-En-Force-4(Ref-4)プロジェクトでは、欧州市場でチェックされたおもちゃのほぼ 5 分の 1 が EU のフタル酸エステル規制に準拠していないことが判明した。Echa の Enforcement Forum によって調整されて、29 カ国にわたって REACH 附属書 XVII の 14 の規制事項を調べた。

REACH CLP 及び殺生物剤の執行に関する第 2 回会議の Webstream;

<https://webcast.ec.europa.eu/2nd-conference-on-reach-clp-and-biocides-enforcement>

#### 1-5. 国際機関における内分泌かく乱作用の規制動向

今月は特になし。

## 頻出略語一覧

### 1-5-1. 米国

略語	現地語正式名称	日本語名称	分類
ACC	American Chemistry Council	米国化学工業協会	業界団体
ACS	American Chemical Society	米国化学会	業界団体
CDC	Center for Disease Control and Prevention	疾病予防管理センター	政府機関
CPSC	Consumer Product Safety Commission	消費者製品安全委員会	政府機関
DHHS	Department Health and Human Services	保健社会福祉省	政府機関
EDF	Environmental Defense Fund	環境防衛基金	環境団体
EDSP	Endocrine Disruptor Screening Program	内分泌かく乱物質スクリーニングプログラム	政策
EPA	Environmental Protection Agency	環境保護庁	政府機関
FDA	Food and Drug Administration	食品医薬品局	政府機関
FIFRA	Federal Insecticide, Fungicide, and Rodenticide Act	連邦殺虫剤殺菌剤殺鼠剤法	政策
NIH	National Institutes of Health	国立衛生研究所	政府機関
NIOSH	National Institute for Occupational Safety and Health	国立労働安全衛生研究所	政府機関
NIST	National Institute of Standards and Technology	国立標準技術局	政府機関
NNI	National Nanotechnology Initiative	国家ナノテク・イニシアティブ	政策
NRDC	Natural Resources Defense Council	天然資源防衛協議会	環境団体
NSF	National Science Foundation	国立科学財団	政府機関
OMB	Office of Management and Budget	行政管理予算局	政府機関
OPPT	Office of Pollution Prevention and Toxics	汚染防止有害物質局(EPA)	政府機関
OSHA	Occupational Safety and Health Administration	労働安全衛生局	政府機関
RCC	Canada-United States Regulatory Cooperation Council	米加規制協力会議	政府機関
SNUR	Significant New Use Rules	重要新規利用規則	政策
SOCMA	Society of Chemical Manufacturers and Affiliates	化学品製造者・関連業者協会(前・合成有機化学品製造者協会)	業界団体
TSCA	Toxic Substances Control Act	有害物質規制法	政策

### 1-5-2. EU

略語	現地語正式名称	日本語名称	分類
ANSES	Agence nationale de sécurité sanitaire de l'alimentation, de l'environnement et du travail	フランス食品環境労働衛生安全庁	政府機関
BAuA	Bundesanstalt für Arbeitsschutz und Arbeitsmedizin	ドイツ連邦労働安全衛生研究所	政府機関
BfR	Bundesinstitut für Risikobewertung	ドイツ連邦リスク評価研究所	政府機関
Cefic	European Chemicals Industry Council	欧州化学工業連盟	業界団体
Danish EPA (DEPA)	Environmental Protection Agency/Miljøstyrelsen	デンマーク環境保護庁	政府機関



略語	現地語正式名称	日本語名称	分類
Defra	Department for Environment, Food and Rural Affairs	英国環境・食料・農村地域省	政府機関
DG SANCO	Health & Consumer Protection Directorate-Genera	健康消費者保護総局	EU
ECHA	European Chemicals Agency	欧州化学品庁	EU
EFSA	European Food Safety Authority	欧州食品安全機関	EU
ENVI	Committee on the Environment, Public Health and Food Safety	環境公衆衛生食品安全委員会 (簡略に「環境委員会」ともいう)	欧州議会委員会
HSE	Health and Safety Executive	英国安全衛生庁	政府機関
JRC	Joint Research Centre	共同研究センター	EU
MEEM	Ministère de l'Environnement, de l'Énergie et de la Mer	フランス、環境・エネルギー・海洋省	政府機関
NIA	Nanotechnology Industries Association	ナノテク工業協会	業界団体
REACH	Registration, Evaluation, Authorization and Restriction of Chemicals	化学物質の登録、評価、認可および制限に関する規則	政策
RIVM	Rijksinstituut voor Volksgezondheid en Milieu	オランダ国立公衆衛生環境研究所	政府機関
RoHS	Restriction of Hazardous Substances Directive	電気・電子機器における特定有害物質の使用制限指令	政策
SCCS	Scientific Committee on Consumer Safety	消費者安全科学委員会	EU
SCENIHR	Scientific Committee on Emerging and Newly Identified Health Risks	新興及び新たに特定された健康リスクに関する科学委員会	EU
SCHER	Scientific Committee on Health and Environmental Risks	保健環境リスク科学委員会	EU
SCoPAFF	Standing Committee on Plants, Animals, Food and Feed	植物・動物・食品・飼料に関する常任委員会	政府機関
UBA	Umweltbundesamt:	ドイツ連邦環境庁	政府機関

### 1-5-3. その他諸国・国際機関

略語	現地語正式名称	日本語名称	分類
APVMA	Australian Pesticides and Veterinary Medicines Authority	オーストラリア農薬・動物医薬品局	政府機関
FAO	Food and Agriculture Organization	国連食糧農業機関	国際機関
FoE	Friends of the Earth	フレンズ・オブ・アース	環境団体
GHS	Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals	化学品の分類および表示に関する世界調和システム	政策
IARC	International Agency for Research on Cancer	国際がん研究機関	国際機関
ICCA	International Council of Chemical Associations	国際化学工業協会協議会	業界団体
ISO	International Organization for Standardization	国際標準機構	国際機関
OECD	Organisation for Economic Co-operation and Development	経済協力開発機構	国際機関
SAICM	Strategic Approach to International Chemicals Management	国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ	政策



略語	現地語正式名称	日本語名称	分類
UNEP	United Nations Environment Programme	国連環境計画	国際機関
WHO	World Health Organization	世界保健機関	国際機関
WNT	Working Group of the National Coordinators of the Test Guidelines Programme	テストガイドライン・プログラムのナショナル・コーディネーター作業部会	国際機関
WPMN	Working Party on Manufactured Nanomaterials	工業ナノ材料作業部会 (OECD)	国際機関
UNITAR	United Nations Institute for Training and Research	国連訓練調査研究所	国際機関